

## 国際文化研究科博士論文審査規程

### 1. 目的

本規程は、法政大学大学院学則および法政大学学位規則にもとづき、国際文化研究科における博士論文の審査基準について定めるものである。

### 2. 博士論文の提出資格（課程博士）

課程によって博士論文を提出する者は、以下の条件を満たしていることを要する。

- (1) 博士後期課程3年次に在学中で、所定の科目を履修済みまたは履修見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者。博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目を履修し、必要な研究指導を受けた後、退学後3年以内の者。2017年度以降の入学者は、上記に加えて所定の単位を修得した者。
- (2) 国際文化研究科主催のいずれかの発表会（研究構想発表会または中間発表会）にて原則、毎年、研究内容を報告していること。
- (3) 博士後期課程入学後、少なくとも1回、博士論文に関連する研究成果を国際文化情報学会にて発表していること。
- (4) 博士後期課程入学後、研究科の認める学外での学会にて、博士論文に関連する研究成果を1回以上発表していること。
- (5) 博士論文に関連する論文を2編以上発表し、そのうち少なくとも1編は査読付き学術誌に掲載された論文であること。採用論文が未刊行の場合は採用通知書を提示すること。
- (6) 博士論文予備審査委員会による論文提出資格審査に合格し、承認を得ていること。
- (7) (6)の審査に合格した者は1年以内に博士論文を提出すること。1年を超える場合には、再度予備審査委員会による審査を受けなければならない。

### 3. 博士論文の提出資格（論文博士）

課程によらず博士論文を提出するものは、博士論文に関連し学外の査読付き学術誌に掲載された論文が2編以上あること。採用論文が未刊行の場合は採用通知書を提示すること。また、本規程第2条(6)(7)の条件を満たしていることを要する。

### 4. 博士論文予備審査委員会

教授会に所属する専任教員で構成される審査委員会は、博士論文提出資格を審査するための予備審査委員会を設置する。予備審査委員会の構成員は主査1名と副査1名以上とし、必要に応じて研究科以外の副査を含めることができる。審査対象は博士論文の目次と要旨(2,000字程度)、研究業績一覧、および予備論文（提出論文の草稿）とする。

### 5. 学位申請期限

課程博士（博士課程在学中の者）および論文博士の学位申請者について、3月学位授与希望者は前年の10月1日、9月学位授与希望者は同年の4月1日を学位申請期限とする。ただ

し、課程博士（退学後 3 年以内の者）で 9 月学位授与希望者は同年の 2 月末を学位申請期限とする。

#### 6. 博士論文審査小委員会

審査委員会は、学位申請の受理決定後速やかに法政大学学位規則第 17 条に定める審査小委員会を設置する。小委員会委員のうち、原則として 1 名は研究科以外の審査委員で構成する。なお、本研究科の教育に関わった者は原則として研究科以外の審査委員とみなさない。また、上記規定に則っていれば、予備審査委員会を審査小委員会に移行させることができる。

#### 7. 最終試験（口頭試問）

最終試験（口頭試問）、論文審査及び学識の確認は公開制で行う。

#### 8. 博士論文の審査基準

博士論文は法政大学学位規則第 17 条に定める審査小委員会において、以下の基準に照らしてこれを審査する。

- （1）主要な先行研究を十分かつ批判的に押さえていること（国内外の先行研究をもれなく検討していること）。
- （2）論文の技術的要件を満たしていること。特に注や文献目録などについての要件を満たしていること。
- （3）十分に実証されていること。一次資料を十分に使用していること。
- （4）論文が客観的であり論理性があること。
- （5）従来の研究にたいして付加する十分な主張があること。
- （6）字数は、図表などを含め 120,000 字以上あること。

#### 9. 審査委員会等の審議

審査小委員会は、論文の審査及び学識確認諮問を実施する。その後、すみやかに論文内容の要旨ならびに審査結果の要旨、学識確認試問の成績に学位を授与することの可否について意見を添え、文書により審査委員会に報告する。審査委員会は、審査小委員会の報告に基づき博士の学位を授与することの可否を議決する。

#### 付則

1. 本規程は 2017 年 11 月 1 日より施行する。2017 年度以前の入学者については、本規程を準用する。
2. 本規定は 2020 年 4 月 1 日から一部改正の上、施行する。